

青森中央高等学校いじめ防止基本方針

1 学校いじめ防止基本方針策定の考え方

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、SNS等情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。また、どの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、教職員は日頃から些細な兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たらなければならない。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切である。生徒一人ひとりが大切にされている実感を持つとともに、互いを認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組まなければならない。

そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、その生徒と一定の人間関係のある者が行う心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ①「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う必要がある。
- ②いじめの認知は、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（「学校いじめ対策組織」）を活用して行う。
- ③「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等生徒が関わる仲間や集団など、当該生徒との何らかの人間関係を指す。
- ④「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ⑤軽微な案件はいじめという言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。その場合でも、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織で情報共有することが必要となる。

⑥「いじめ」の中には、犯罪行為として扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、ただちに警察への通報が必要なものが含まれることから、教育的な配慮やいじめを受けた生徒の意向への配慮の上で、早期に警察と連携して対応することが必要である。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ①いじめは絶対に許されない
- ②いじめられる側にも問題があるという見方は間違い
- ③いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る
- ④いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題である

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

・いじめは、「いじめを受けた生徒」、「いじめを行った生徒」だけでなく、「観衆」や「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用になったりする。

②いじめの背景

- ・対人関係の不得手
- ・表面的な友人関係
- ・欲求不満耐性の欠如
- ・協調性・思いやりの欠如
- ・成就感・満足感を得る機会の減少
- ・将来の目標の喪失
- ・価値観の多様化

(4) いじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめの未然防止と早期発見に向けた日常の指導を行うため、「いじめ防止委員会」を設置する。(別紙1)

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合、いじめの解決に向けた組織的な取組を行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。(別紙2)

(3) 年間計画(別紙3)

4 いじめの未然防止について

いじめ問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

- (1) 学業指導の充実
 - ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
 - ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
- (2) 特別活動、道徳教育の充実
 - ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
 - ・ボランティア活動の充実
- (3) 教育相談の充実
 - ・面談の定期的実施（5月、8月、12月）
 - ・定期的ないじめアンケートの実施
- (4) 人権教育の充実
 - ・生命の尊厳を認識させる教育の徹底
 - ・講演会等の開催
- (5) 情報教育の充実
 - ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- (6) 保護者・地域との連携
 - ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・ホームページ等を活用した積極的な情報発信
- (7) 教職員の資質向上
 - ・人権意識の向上
 - ・校内研修の充実

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

- (1) いじめの発見
 - いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。
- (2) いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒のサイン（別紙5）
- (3) 相談体制の整備
 - ・相談窓口の設置・周知
 - ・面談の定期的実施（5月、8月、12月）
- (4) 定期的調査の実施
 - ・いじめアンケートの実施（6月、10月、1月）
- (5) 情報の共有
 - ・報告経路の明示・報告の徹底

- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・次年度への引継ぎ

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

①いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという姿勢で継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する
- ・事実関係等を把握する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます

②いじめを行った生徒への対応

いじめの背景にある、いじめる側の心理を読み取りながら対応する。対応に当たっては、その生徒の人格を否定せず、事実をしっかり向き合わせる事が大切。

- ・事実関係等を把握する（先入観を持たず、事実関係の整合性を確認しながら行う）
- ・いじめ行為を即時停止させる
- ・いじめの様態に応じた指導・支援を行う
- ・いじめを行った生徒の心のケアをする

(2) 関係集団への対応

いじめをはやし立てる「観衆」と、見て見ぬふりをする「傍観者」は、いじめに関係していないのではなく、結果的にはいじめに加わっているのと同じであることを自覚させることが重要である。しかし、そのことを責めるのではなく、一人ひとりがかけがえのない存在であることを生徒に伝えていくことが重要である。

- ・自分の問題として捉えさせる（問題の関係者として事実を受け止めさせる）
- ・望ましい人間関係づくりに努める（いじめの発生要因となった行動について振り返らせ、今後の行動を考えさせる）
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 保護者への対応

①いじめを受けた生徒の保護者に対して

保護者の怒りやつらさ、不安な思いを受け止め、理解しようと努める姿勢が大切である。

- ・学校として全力で生徒を守り、支援していくことを伝える
- ・保護者の話を聴く
- ・保護者に事実関係等を伝える
- ・保護者の気持ちを共感的に受け止める
- ・定期的な情報交換と協力要請を行う
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る

②いじめを行った生徒の保護者に対して

- ・事実関係等を伝える
- ・家庭へ協力を要請する
- ・事実を把握したら速やかに面談し、事実を経過とともに伝え、その場で子供に事実の確認をする
- ・いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える
- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援、指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

メール、ブログ、ツイッター、ライン等において、言葉の暴力（個人情報の書き込み、うわさ話、なりすまし投稿等を含む）で、友だちや周囲の人を追い込んでしまうもの。

- ・生徒のいじめ、嫌がらせ、個人攻撃
- ・顔写真を勝手に載せられる
- ・容姿や性格等に関する悪口や嫌がらせ など

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリング

・保護者の見守り

②情報教育の充実

教科「情報」における情報モラル教育の充実

③ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

① ネットいじめの把握

② 不当な書き込みへの対処

③ いじめを受けた生徒の心のケア

④ いじめをした生徒への指導

⑤ 削除依頼

8 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解決することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為がやんでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

9 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① 生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 高額の金品を奪い取られた場合

② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。
- ・ 別室登校していても、いじめにより教室に入れられない場合も同様に判断する。

※生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態が発生した場合、速やかに県教育委員会に報告する。

(3) 調査について

①重大事態が発生した場合、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。調査の主体は、学校が主体となり行う場合と、学校の設置者が主体となり行う場合がある。

②調査を行うための組織について

- ・学校の設置者または学校は、その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかにその下に組織を設ける。
- ・組織の設置にあたり、弁護士、精神科医、学識経験者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有するものであって、直接の人間関係や特別の利害関係を有しない者（第三者）を加えることにより、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・学校が調査主体となる場合は、既存の学校いじめ対策組織を母体として、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

③調査の実施

事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ・因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・たとえ不都合なことであったとしても、関係者で情報を共有し、隠さずに事実にしつかりと向き合い、再発防止に努める必要がある。

④いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合の調査

- ・いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

⑤いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合

- ・当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴いて調査を進める。

(4) 結果の提供・報告

- ・調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して情報を適切に提供する責任を有する。
- ・いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・質問紙調査（アンケート）を実施する際、事前に調査対象となる生徒やその保護者に対し、その結果についていじめを受けた生徒またはその保護者に提供する場合があることを説明する必要がある。
- ・調査結果については、速やかに県教育委員会に報告する。

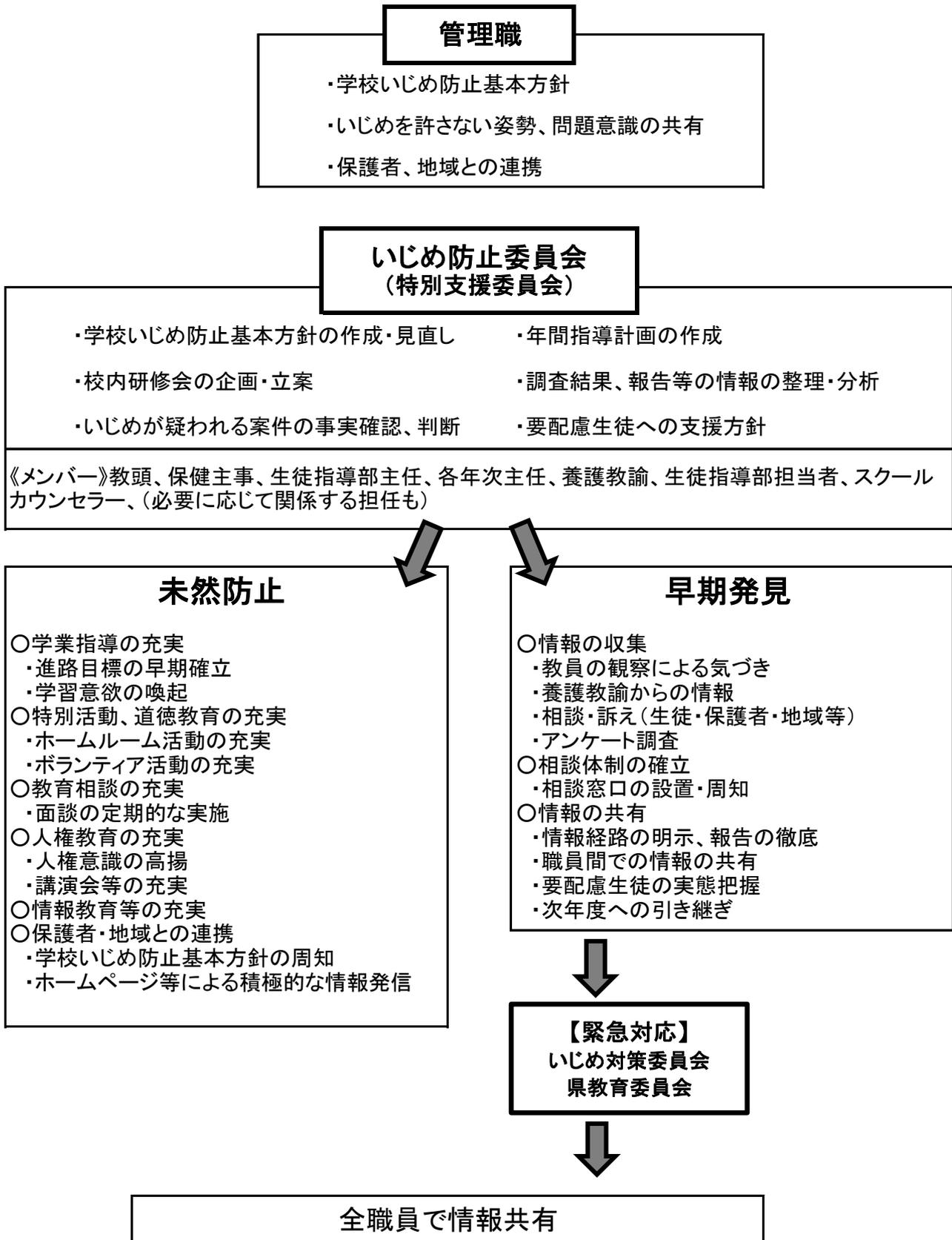
10 学校評価への位置づけについて

学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取り組み（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

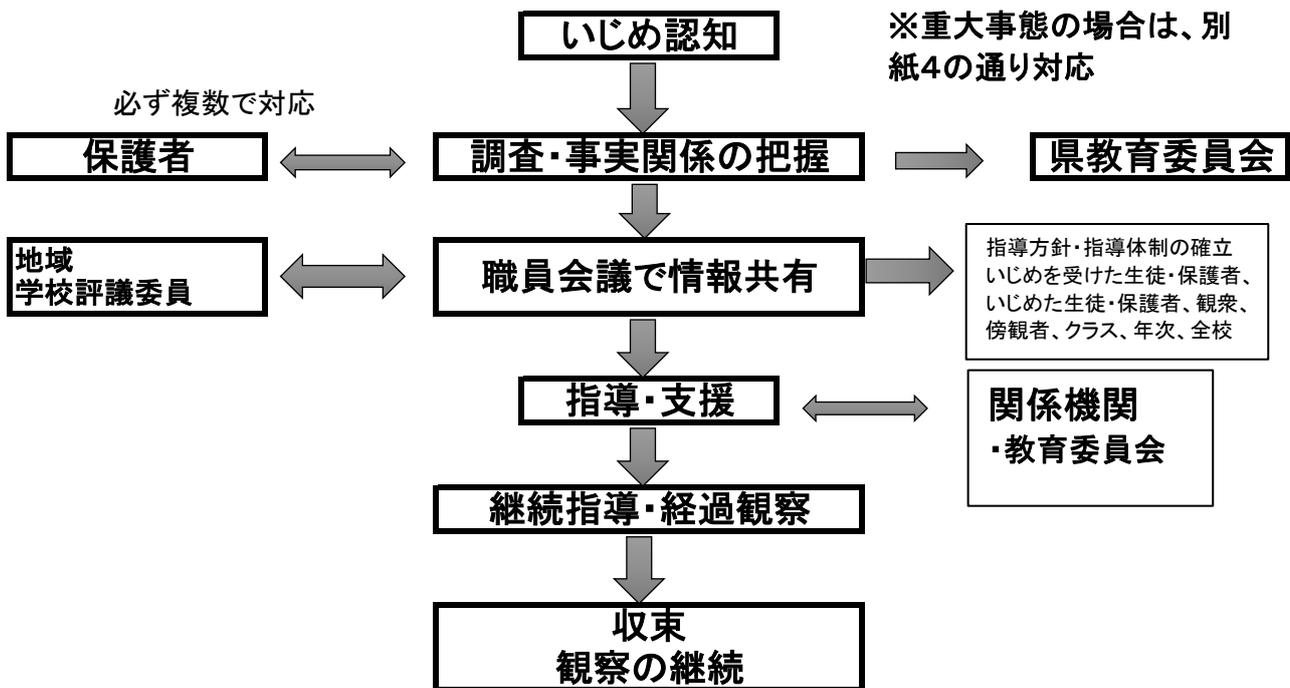
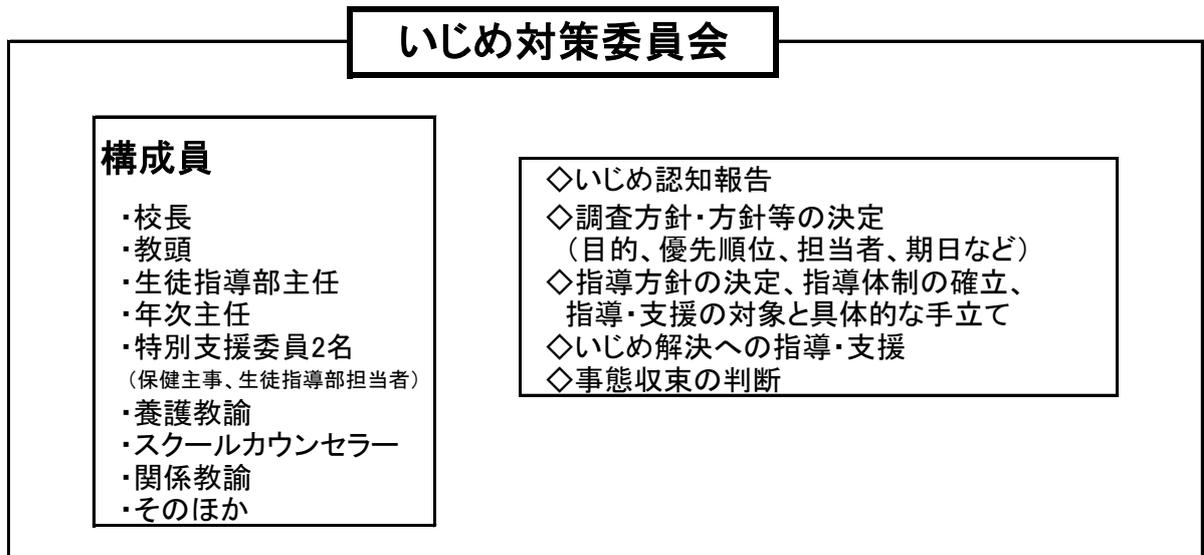
平成30年 4月 1日 改正

令和 6年 5月 31日 一部改正

日常の指導体制(未然防止・早期発見)



緊急時の組織的対応(いじめへの対応)

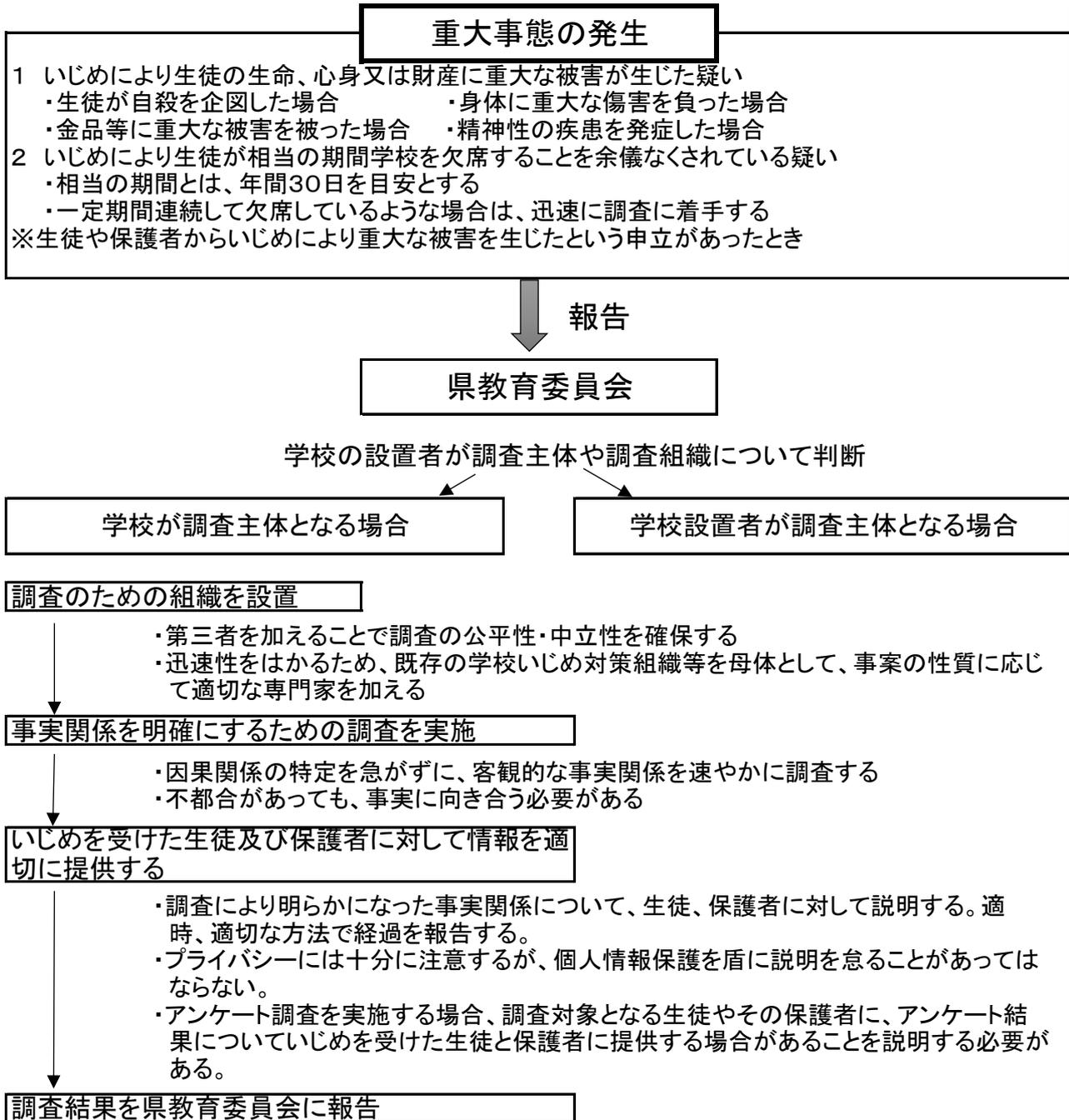


学校いじめ防止プログラム

青森県立青森中央高等学校

時期	実施内容等	場 面	対 象
4 月	○基本方針の確認と共通理解 ○特別支援委員会（第 1 回いじめ防止委員会） ○学級開き ○エンカウンター ○サイバー犯罪防止教室	職員会議 ホームページへ記載 ホームルーム活動 産業社会と人間 ホームルーム活動	教職員 保護者 1 年次生徒 1 年次生徒
5 月	○個人面談（教育相談） ○特別支援委員会	放課後等	全校生徒
6 月	○いじめアンケート ○特別支援委員会 ○PTA おはよう運動 ○生徒理解のための職員研修 ○クラスの良い人間関係を構築しよう（ハイパーQ-U 等の実施）	ホームルーム活動 登校時 ホームルーム活動	全校生徒 1・2 年次生徒
7 月	○特別支援委員会		
8 月	○個人面談（教育相談） ○特別支援委員会（いじめ防止委員会）	放課後等	全校生徒
9 月	○特別支援委員会 ○PTA おはよう運動	登校時	
10 月	○いじめアンケート ○特別支援委員会 ○クラスの良い人間関係を構築しよう（ハイパーQ-U の実施）	ホームルーム活動 ホームルーム活動	全校生徒 1・2 年次生徒
11 月	○特別支援委員会 ○ホームルームにおける諸問題の解決（いじめについて）	ホームルーム活動	1 年次生徒
12 月	○個人面談（教育相談） ○特別支援委員会	放課後等	
1 月	○いじめアンケート ○特別支援委員会（いじめ防止委員会）	ホームルーム活動	全校生徒
2 月	○特別支援委員会		
3 月	○特別支援委員会（いじめ防止委員会） ○いじめ防止基本方針の見直し ○生徒指導の情報交換		

重大事態への対応



いじめを受けた生徒のサイン

登校時・SHR	遅刻・欠席が増え、その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室やトイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机の周りが散乱したり、落書きが目立つ。 発言に対するふざけた反応や冷やかしかがある。
休み時間等	休み時間ひとりでいることが多くなる。 保健室や図書室などにいることが多い。 ほかのクラスの友人と過ごすことが目立つ。 制服が汚れていたりする。 持ち物がなくなったり、いたずらされる。 食事量が減る(食べない)。
放課後	慌てて下校する。または、用事もないのに学校に残っている。
家庭内	学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平や不満を口にするが多くなる。 朝、なかなか起きず、体調不調を訴えて学校に行き渋る。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかつたりする。 食欲不振や不眠を訴える。 学習時間が減り、成績が下がる。 理由のはっきりしない衣服の汚れや、打撲・擦り傷がある。 持ち物がなくなったり、壊されたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなったり、大きな額の金銭をほしがる。

いじめを行った生徒のサイン

学校等で	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的存在の生徒がいる。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------